

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ()内は大綱の該当ページ
「重点要望事項」	
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現	車体課税について、エコカー減税の期限到来時(平成24年4月末)までに、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減を行う方向で抜本的な見直しを検討するとされた。(P87)
(1) 課税根拠を失った軽油引取税の廃止を含む抜本的見直し	揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止するが、当分の間、現在の税率水準(軽油引取税については32.1円/リットル)を維持することとされた。ただし、原油価格の異常な高騰が続いた場合については、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講ずるとされた。(P72~73)
(2) 自動車取得税の廃止	自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止するが、当分の間、現在の税率水準(営業用トラックは3%)を維持することとされた。(P74~75)
(3) 自動車重量税の廃止	自動車重量税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止し、当分の間、次の税率を適用することとなった。 (暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1相当分を軽減) 営業用トラック:車両総重量1tごとに年間2,700円(現行2,800円(本則2,500円+暫定上乗せ300円)) ※現行の、低公害車等に対する特例についても、上記の税率に軽減割合を乗じる。 ※新車新規登録から18年を経過した自動車については現行の暫定税率を適用する。(P73~74、96)
(4) ガソリン税と消費税のタックスオンタックスの解消	—
2. 高速道路等通行料金の大幅な引下げ、営業車特別割引の創設	〔高速道路無料化について 財務省と国土交通省の合意 12/22〕 (1) 割引率の順次拡大や統一料金の導入など社会実験を実施し、その影響を確認しながら段階的に進める。なお、実施に当たっては、軽自動車に対する負担の軽減を図ることとする。 (2) 初年度の社会実験は、路線を限定し、鉄道などの他の交通機関や渋滞の懸念に対してきめ細かく配慮したものとす。 (3) 国費は、1,000億円とする。
3. 環境税等新たな税負担となる新税創設反対	地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間として措置される税率の見直しを含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく、更に検討を進めるとされた。(P87)
4. 中小企業の法人税率の引下げ	早急な実施に向けて真摯に検討するとされた。(P17)
5. 中小企業投資促進税制の恒久化	2年延長された。適用期限:平成24年3月31日 (P48)
6. 運輸事業振興助成交付金の継続	軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続するとされた。(P79)

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ()内は大綱の該当ページ
「一般要望事項」	
<p>1. ディーゼル車排ガス対策優遇税制等の拡充・延長</p>	
<p>(1) 環境負荷の小さい自動車等に係る自動車税の特例措置の拡充・延長 (自動車税のグリーン化)</p>	<p>軽減対象の見直しを行ったうえ、2年延長された。適用期限:平成24年3月31日 (P77) 追加:プラグインハイブリッド自動車…50%軽減 除外:25%軽減されていた☆☆☆☆車かつ平成22年度燃費基準+15%又は20%達成車</p>
<p>(2) 環境性能を有する小型トラック等 (2.5t超～3.5t以下) に係る各種特例措置の拡充</p>	<p>要望どおり、2.5t超～3.5t以下の小型トラック等が、以下の特例措置の対象に追加された。 [H22年度減税額:自動車取得税(新車)5.2億円、自動車取得税(中古車)200万円、自動車税1.8億円]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車に限る)について平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている自動車重量税及び自動車取得税の非課税措置及び軽減措置〔新車対象〕(P74～75) [自動車重量税及び自動車取得税] ポスト新長期規制対応車かつ平成27年度燃費基準達成車…75%軽減 ☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車…50%軽減 ☆☆☆車=平成17年度排出ガス基準より、有害物質を50%以上低減させた自動車 [自動車取得税のみ] ☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車…75%軽減 ・最新排出ガス規制適合ディーゼル車の新車購入時以外の取得に係る特例措置(自動車取得税)〔中古車対象〕(P78) ポスト新長期規制対応車かつ平成27年度燃費基準達…1%軽減 (適用期限:平成22年4月1日～平成22年8月31日) ・低燃費かつ低排出ガス車の新車購入時以外の取得に係る特例措置(自動車取得税)〔中古車対象〕(P75) ☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車…30万円控除 ☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車…15万円控除
<p>(3) 低燃費かつ低排出ガス車の新車購入時以外の取得に係る特例措置の延長 (自動車取得税)</p>	<p>要望どおり、2年延長された。適用期限:平成24年3月31日 (P75) ☆☆☆車かつ平成22年度燃費基準+25%達成車…30万円控除 ☆☆☆車かつ平成22年度燃費基準+15%達成車…15万円控除 ※環境性能を有する小型トラック等(2.5t超3.5t以下)が対象に追加された。(上記要望事項(2))</p>

要望事項	政府税制改正大綱の結果 ()内は大綱の該当ページ
(4) 最新排出ガス規制適合ディーゼル車の新車購入時以外の取得に係る特例措置の延長 (自動車取得税)	下記の通り、延長された。(P78) ・クリーンディーゼル乗用車…0.5%軽減(H22.8.31まで) ・車両総重量3.5t超～12t以下のディーゼルトラック・バス等 ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車…2%軽減(H22.4.1～H22.9.30) …1%軽減(H22.10.1～H23.8.31) ・車両総重量12t超のディーゼルトラック・バス等 ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車…1%軽減(H22.4.1～H22.8.31) ※環境性能を有する小型トラック等(2.5t超3.5t以下)が対象に追加された。(上記要望事項(2))
(5) 軽油混合のBDF (バイオディーゼル燃料) の非課税措置	—
(6) NOx・PM低減装置装着車に対するグリーン税制における自動車税重課の適用除外	—
2. その他の自動車関係諸税の軽減	
(1) トラック用冷蔵冷凍装置の燃料に係る軽油について軽油引取税の課税免除	—
(2) 被けん引車の自動車税の軽減	—
3. 事業基盤強化税制	
(1) 中小企業後継者の円滑な事業承継を支援するための特例措置 (相続税率の引下げ、相続税の基礎控除枠の拡充、相続税納税猶予特例の拡充) の強化	同制度が適用されない一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化を図るとともに、この場合において認定を受けた当該会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、当該法人の株式等相当額を算入しないこととする等の所要の見直しを行うとされた。(P59) 非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る税制上の措置については、現行の事業承継税制の定着を図る中で、その利用状況や、信託を利用した事業承継の実態及び税制上の措置の必要性を踏まえ、引き続き検討を行うとされた。(経済産業省・平成22年度税制改正について P15)
(2) 税制上における中小企業の範囲を資本金3億円まで拡大	—
4. 優遇措置の恒久化	
(1) 情報基盤強化税制の恒久化	情報基盤強化税制について、適用期限(平成22年3月31日)の到来を持って廃止するが中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金1億円以下の中小企業者に対して、情報基盤強化税制で対象にしている設備について、税額控除(7%)または特別償却(30%)を措置することとされた。(P45)
(2) 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例の恒久化	2年延長された。適用期限:平成24年3月31日 (P48)

《その他》

《エネ革税制の見直し》

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備から地方ガス天然ガス化設備等を除外する等の見直しを行うとされた。(P45)

大綱【別紙5】自動車重量税率 (P96)

(単位:円)

車種		車検期間		自家用	営業用		
検査自動車	乗用自動車		3年	車両重量0.5tごと	15,000	—	
			2年	〃	10,000	—	
			1年	〃	5,000	2,700	
	バス		1年	車両総重量1tごと	5,000	2,700	
	トラック	車両総重量 2.5t超		2年	〃	10,000	5,400
				1年	〃	5,000	2,700
		車両総重量 2.5t以下		2年	〃	7,600	5,400
				1年	〃	3,800	2,700
	特種車		2年	〃	10,000	5,400	
			1年	〃	5,000	2,700	
	小型二輪		3年	定額	6,600	4,800	
			2年	〃	4,400	3,200	
			1年	〃	2,200	1,600	
	検査対象軽自動車		3年	〃	11,400	—	
2年			〃	7,600	5,400		
1年			〃	3,800	2,700		
届出軽自動車	検査対象外 軽自動車		二輪車	—	〃	5,500	4,300
			その他	—	〃	11,300	8,100

《参考:算出の根拠》

暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減を図ることとします。(P23)